

岩園小学校いじめ防止基本方針

芦屋市立岩園小学校

1 学校の方針

本校の教育目標「学び合い 支え合い 高め合い ～未来を切り拓く生きる力の育成～」のもとに「自ら考えて行動できる子」「みんなと助け合うことができる子」「見通しを持ってやりぬくことができる子」を目指し、「互いに認め合い、尊重し、関わり合う良さが感じられる学級づくり」を進めている。

その実現に向けて、児童だれもが、自分の目標や課題に向かって、仲間とともに安心して教育活動に取り組むことができるよう、日常の指導体制を整え、いじめの未然防止を図り、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針を定める。

2 基本的考え方

「いじめ」とは、「当該児童が一定の人間関係のある者から心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている（いじめ防止対策推進法第二条）。

いじめ問題を考えるにあたり、教職員がいじめ問題の特質を十分認識し、絶えず「未然防止」「早期発見」「早期対応」に取り組む必要がある。以下をいじめの基本的な認識とし共通理解をする。

- ① いじめはどの児童にも、どの学年、学級にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。
- ⑧ いじめは、いじめられるほうにも原因があるという認識は間違っている。
- ⑨ いじめは、児童をとりまく学校、家庭、地域社会等、複合的な環境のもとで起こりうるため、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめ防止等の指導体制、組織的対応等

（1） いじめ未然防止の取り組み

いじめが起らない学級、学校づくり等、未然防止に取り組む。そのために、「いじめはどの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

- ① いじめを許さない、見過ごさない環境づくりに努める。

・子どもたちに「いじめは許されない」という意識を育む。また、いじめを見て見ないふりをするのもいじめに加担していることを理解させる。

・道徳や総合の時間などで「命の大切さ」「自分と異なる意見や立場の尊重」を指導する。

- ② 児童の自尊感情を育む教育活動に取り組む

- ・「わかる」授業づくりや子どもたちが主体的に取り組める授業の工夫をすることで自信を持たせる。
- ・児童会活動やペア活動を通して、集団の一員としての自覚を持たせ、自主的に活動する力を養う。

③ 情報モラルについて指導する

- ・インターネット（SNSを含む）を使用する際のルールやモラル、マナーを指導するとともに、保護者へ啓発し、協力を求める。

（２） いじめの早期発見・早期対応の取り組み

① 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。また、児童にかかわるすべての教職員の間で情報を共有し、家庭、地域とも連携して情報を収集していく。

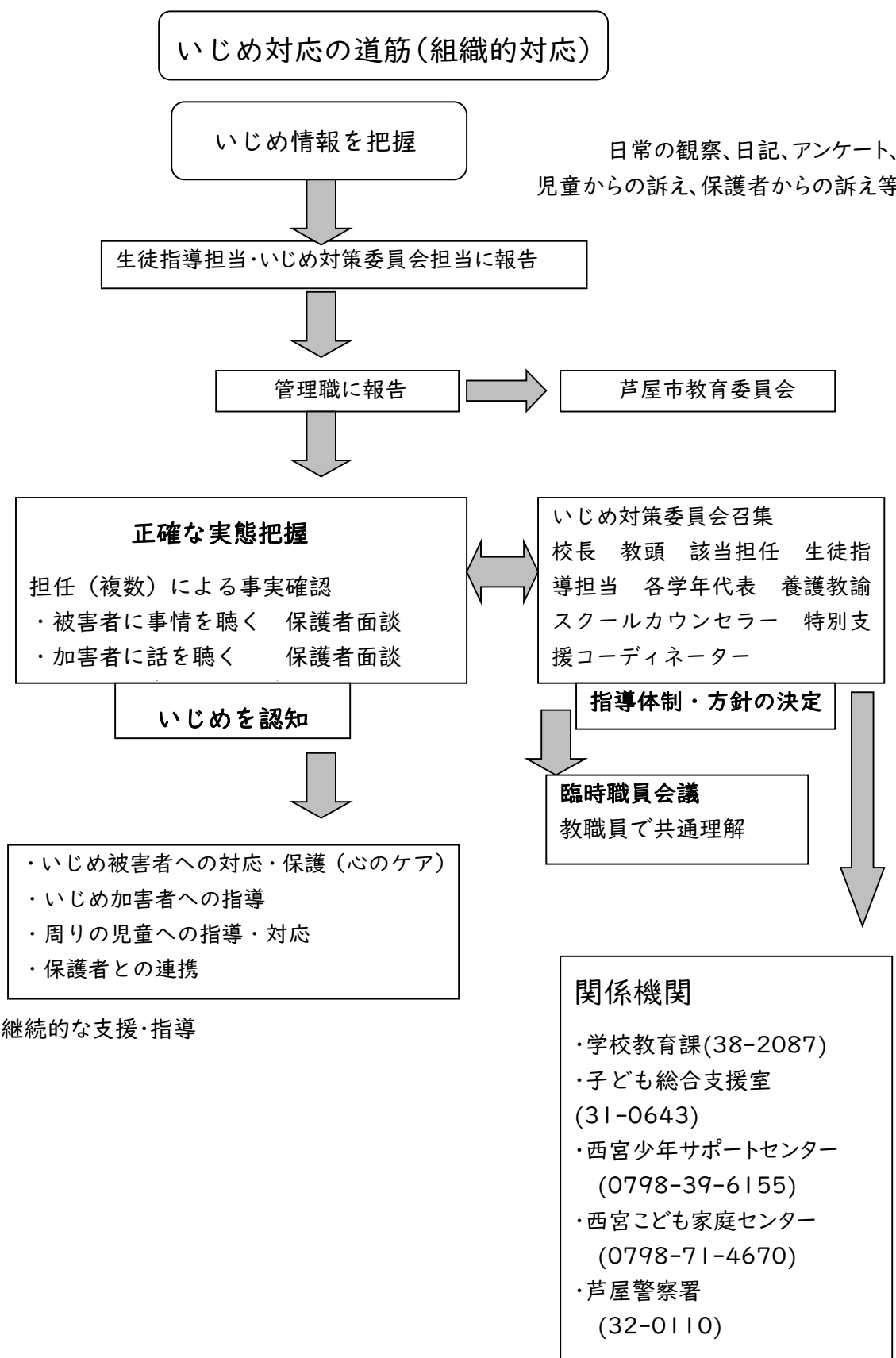
- ・日頃より児童の観察、情報収集、声掛け等をし、教職員が情報共有する。
- ・学期に１回アンケートを実施し、子どもの悩みや困っていることを知る。
- ・配慮の必要な児童については、会議の場での出し合い、教職員が共通理解する。
- ・相談しやすい環境づくりをする。

② 早期対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合や認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行う。児童の苦痛を取り除くことを最優先にし、解決に向けていじめ対応委員会へ報告する。家庭への連絡をし、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応をし継続的に見守る必要がある。

- ・いじめへの組織的対応
- ・いじめを受けている児童および保護者への対応・支援
- ・いじめを行っている児童および保護者への対応・指導・援助
- ・周囲の児童への対応・指導・援助
- ・教育委員会等関係機関との連携

[いじめ対応の流れ]



*継続的な支援・指導

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義(いじめ防止対策推進法 28 条に基づく)

① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときで、いじめを受ける児童の状況で判断する。

② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する(年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

③ 児童や保護者から、「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対応

- ・重大事態が発生した旨を直ちに市教育委員会に報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を取る。
- ・調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 その他の留意事項

誰からも信頼される学校づくりには情報開示が重要である。いじめ防止等についても、保護者や地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTAの会合をはじめ、あらゆる機会を利用して保護者や地域への発信に努める。また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。また、情報収集の面でも保護者、地域を巻き込んだ学校の基本方針となるように、各視点からの意見を積極的に聴取するように留意する。